

# 郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方(○印の該当者)又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています(平成16年3月より対象者が拡大されました)。

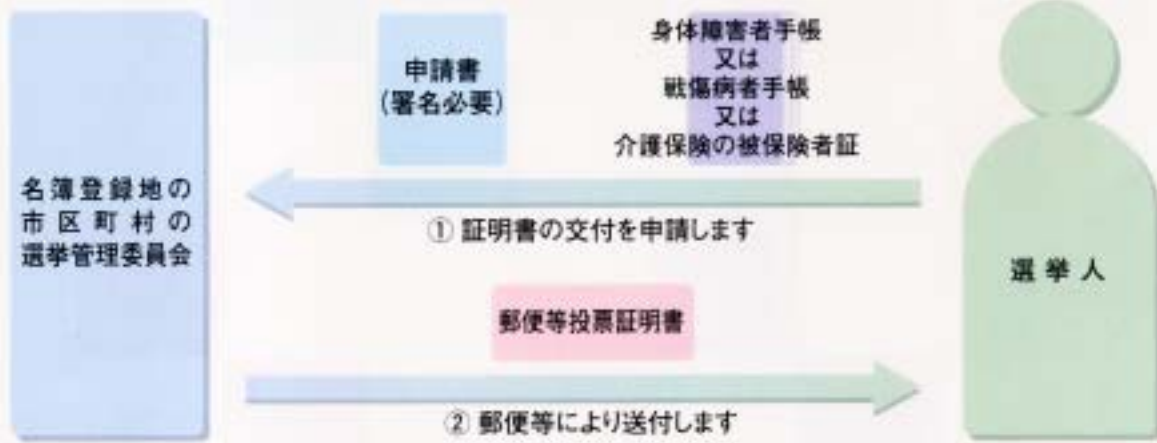
	障害名	障害の程度			備考		障害名	障害の程度				備考	介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級				特別項症	第1項症	第2項症	第3項症			
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	○	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。	戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	○	○	○	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。	介護保険の被保険者証	「要介護5」	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○			心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	○	○				
	免疫の障害	○	○	○										

# 郵便等による不在者投票の手続

郵便等による不在者投票の手続は次のとおりです。なお、「郵便等投票証明書」は、投票の際に必要となりますので、忘れずに申請するようにしましょう。

## 1 郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。



## 2 投票手続

